入　札　説　明　書

令和８年１０月１５日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

１　発注者　青森県上北地域連携事務所長

２　入札に付する事項

(1) 品　　名　　引違保管庫ほか

(2) 数　　量　　仕様書のとおり

(3) 規 格 等　　仕様書のとおり

(4) 納入期限　　令和９年２月２６日

(5) 納入場所　　青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（新庁舎）
　　青森県十和田市西十二番町１９－２３

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和 39 年３月青森県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 128 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 11 年６月 30 日施行）第５で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、Ａ等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店を有する者であること。

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成 12 年１月 21 日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第 16 号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目「Ｄ03 事務用品」又は「Ｄ04 鋼製什器」が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（1）に掲げる物品と同一の種

類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第３－１号及び第３－２号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第５号様式）により通知する。

ア　提出期限　令和８年１０月２３日　１２時００分

イ　提出場所　青森県十和田市西十二番町２０－１２
　　青森県上北地域連携事務所総務課

ウ　提出部数　１部

4　契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間　令和８年１０月１５日から同年１１月２日まで

5　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、出納局会計管理課ホームページへの掲載及び青森県上北地域連携事務所にある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

(1) 提出期限　令和８年１０月２２日１２時００分

(2) 提出場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

6　制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 県が提示する参考品以外の物品（以下「同等品」という。）により入札書を提出する場合は、同等品のカタログ等（コピー可）を添付の上、同等品申請書を持参、郵便又は、メール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出し、県の承認を得なければならない。

ア　提出期限　令和８年１０月２２日１２時００分

イ　提出場所　３の(2)のイに定める場所に同じ。

7　入札及び開札に関する事項

(1) 日時　令和８年１１月４日　１０時３０分

(2) 場所　青森県十和田市西十二番町２０－１２
　　十和田合同庁舎　２階入札室

(3) 入札保証金　免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

(ｱ) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(ｲ) 委任代理人が入札するときは、委任状(既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。)

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第６条（Ｂ）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsyo.html

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

(ｱ) 入札年月日

(ｲ) あて名は、「青森県上北地域連携事務所長」とする。

(ｳ) 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(ｴ) 入札金額

(ｵ) 品名

(ｶ) 数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、３回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　２回目の入札において、落札者がなく、かつ、１者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その１者との随意契約によるものとする。

ク　１回目又は２回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8　契約に関する事項

(1) 契約書（案）　別紙のとおり

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の 100 分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない

と認められるとき。

(3) 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

(4) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が３の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

９　問合せ先

青森県十和田市西十二番町２０－１２
青森県上北地域連携事務所総務課
担　　当　　主幹　漆坂　由美子
電　　話　　０１７６－２２－８１９３
ファックス　　０１７６－２２－８１９８
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　ka_renkei@pref.aomori.lg.jp

引違保管庫ほか　仕様書

この仕様書は青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所内（令和８年度完成予定の新庁舎）で使用する引違保管庫ほかを調達するにあたり、その仕様を定めるものである。

１　品名・規格・数量等
（別紙）「物品一覧」のとおり

２　納入期限
令和９年２月 26 日（金）

３　納入場所
青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（新庁舎）
（十和田市西十二番町１９－２３）
※令和８年 12 月２日完成・引渡を予定している新庁舎となる

４　その他
（１）庁舎は２階建てとなっており、入口付近にはエレベーターが設置されている。
（２）調達物品は「(別紙）物品一覧」記載の参考品と同等もしくは同等以上の性能を有するものとする。
（３）各物品は庁舎内の各部屋に搬入・設置すること。また、設置場所に関しては現地職員の指示に従うものとする。
（４）書類棚、書架等については耐震対策として床・壁固定金具等で転倒防止措置をとるものとする。なお、これらの費用は本体価格へ含めること。
（４）納入日は、土日祝日を除く平日の９時～16 時までとし、事前に発注者に連絡し調整するものとする。
（５）施設内の運搬等で施設を損傷することのないよう納品すること。納入時施設の損傷を発生させた場合には速やかに発注者へ報告すること。この場合の現状復旧に係る費用は受注者が負担するものとする。
（６）この仕様書に明示されていない事項及び疑義の生じた事項については、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

仕様書最終確認
上北農林水産事務所
担　当：前山
連絡先：0176-22-8111（内線 226）

別紙　　「物品一覧表」

No.	品名	規格等		参考品	数量	設置場所			
						階	部屋番号（仮）	部屋名	数量
1	引違保管庫	寸法: 材質: 色: その他:	W900×D500×H890 程度 本体・扉:鋼板 ホワイト系 2枚引違い 棚板:2枚 鍵・ラッチ付 ベース付	PLUS L6-F90S/W4 ベース付	13	1	U	事務室	13
2	オフィスチェアー	寸法: 材質: 色: その他:	W650×D600×H860～950 程度 背・座・足:樹脂成製品、クッション:モールドウレタン 背:スモークブラック、座面:イエローグリーン系 ローバック、アジャスト肘付き	PLUS、KD-TR60SEL 背スモールブラック 座面イエローグリーン	30	1	U	事務室	30
3	片袖机	寸法: 材質: 色: その他:	W1000×D700×H700 程度 天板:メラミン樹脂化粧板、本体:鋼板 天板:ホワイト系、本体:ホワイト系 焼付塗装 センタートレイ:1、その他引出し:3	PLUS、LE-107A-3、WS/W4	24	1	U	事務室	24
4	更衣ロッカー（1人用）	寸法: 材質: 色: その他:	W455×D515×H1790 程度 本体・扉 /鋼板 ホワイト系 樹脂焼付塗装、シリンダー錠、上網棚、下網棚、ハンガーパイプ、コートフック、タオル掛け付き鏡、傘立て、滴受け 転倒防止措置必要	KOKUYO、LK-N1SAW ホワイト	1	1	U	事務室	1
5	更衣ロッカー（3人用）	寸法: 材質: 色: その他:	W900×D515×H1790 程度 鋼板 ホワイト系 樹脂焼付塗装、シリンダー錠、網棚×2、ハンガーパイプ×1、フック×1、鏡×1、タオル掛×1、名刺差×1 転倒防止措置必要	PLUS、LK2-32S ホワイト	12	1	I	男子更衣室	5
						1	J	女子更衣室	7
6	書架	寸法: 材質: 色: その他:	W860×D480mm×H2250 程度 スチール ホワイト系 樹脂焼付塗装、床固定金具付き、棚板寸法:W860×D220mm程度 棚数:14枚（有効6段） 転倒防止措置必要	金剛、複式型、KCJA-371-268WAR ホワイト	18	2	A	書庫（物品庫）	3
						2	B	収納（2）	6
						2	C	倉庫	9
7	食器棚（ハイタイプ）	寸法: 材質: 色: その他:	W890×D445×H1800 程度 MDF、プリント化粧合板、メラミン樹脂化粧板 ナチュラル系 付属品:コンセント・配線口 上段:可動式棚板:2枚 転倒防止措置必要	PLUS MK-900H-N	1	1	F	給湯室	1

別紙　　「物品一覧表」

No.	品名	規格等		参考品	数量	設置場所			
						階	部屋番号（仮）	部屋名	数量
8	食器棚（ロータイプ）	寸法： 材質： 色： その他：	W892×D445×H905　程度 MDF、プリント化粧合板、メラミン樹脂化粧板 ナチュラル系 下段（ロータイプ）：可動式棚板1	PLUS　MK-900L-N	1	1	F	給湯室	1
9	掃除用具庫	寸法： 材質： 色： その他：	W608×D515×H1790　程度 スチール エルグレー系 樹脂焼付塗装、両開き、内部装備：棚板4、タオル掛4、受皿1、雫受1、エプロン1、ハンガーパイプ1、S型金具5、フック3、錠なし 転倒防止措置必要	PLUS　No.60N エルグレー	1	1	D	ゴミ庫（1）	1
10	中央ミーティングテーブル	寸法： 材質： 色： その他：	W2100×D1000×H900　程度 天板／メラミン樹脂化粧板（天板厚25㎜）、脚／アルミ・スチールパイプ 天板／ピュアウォルナット、脚／ブラック系 T字脚、キャスタータイプ	PLUS、NN-2110TKR、PW/BK	1	1	U	事務室	1
11	パーティションホワイトボード（3連）	寸法： 材質： 色： その他：	W2724×D589×H1790　程度 脚：アルミダイキャスト、板面：水性塗装鋼板 ホワイト系 3連、両面ホワイトボードタイプ 付属品：ストッパー付（全個）	PLUS、PWJ-2718DSK ホワイト	1	1	U	事務室	1
12	パーティションホワイトボード（5連）	寸法： 材質： 色： その他：	W4570×D589×H1790　程度 脚：アルミダイキャスト、板面：水性塗装鋼板 ホワイト系 多連結パーツ付、5連、両面ホワイトボードタイプ	PLUS、PWJ-4518DSK ホワイト	1	1	U	事務室	1
13	パンフレットスタンド	寸法： 材質： 色： その他：	W540×D350×H1550　程度 フレーム＝スチール角パイプ、ラック＝ポリスチレン フレーム：ホワイト系、ケース：クリア系 2列10段、適合サイズ：A4	トヨダプロダクツ、PSB-210CN	1	1	O	ホール（来庁者入口）	1
						1	Q	ホール（職員入口）	1
14	引違保管庫	寸法： 材質： 色： その他：	W700×D400×H1850　程度 スチール（樹脂焼付塗装） ホワイトメープル系 棚板：4枚 鍵2枚 転倒防止措置必要	PLUS　JL-A185S WM ホワイトメープル	1	1	F	給湯室	1

別紙　　「物品一覧表」

No.	品名	規格等		参考品	数量	設置場所			
						階	部屋番号（仮）	部屋名	数量
15	両袖机	寸法: 材質: 色: その他:	W1400×D700×H700　程度 天板:メラミン樹脂化粧板、本体:鋼板 天板:ホワイト系、本体:ホワイト系 焼付塗装 センタートレイ:1、A4・B4引出し:3、その他引出し:2	PLUS　LE-147D-32 WS/W4	6	1	U	事務室	6
16	マジック扉書庫	寸法: 材質: 色: その他:	W880×D515×H1850　程度 本体・扉:鋼板 エルグレー系 可動式棚数:4枚、扉:錠付 オプション:A4対応書庫 焼付塗装、転倒防止措置必要	PLUS SS-357M エルグレー	7	1	U	事務室	7

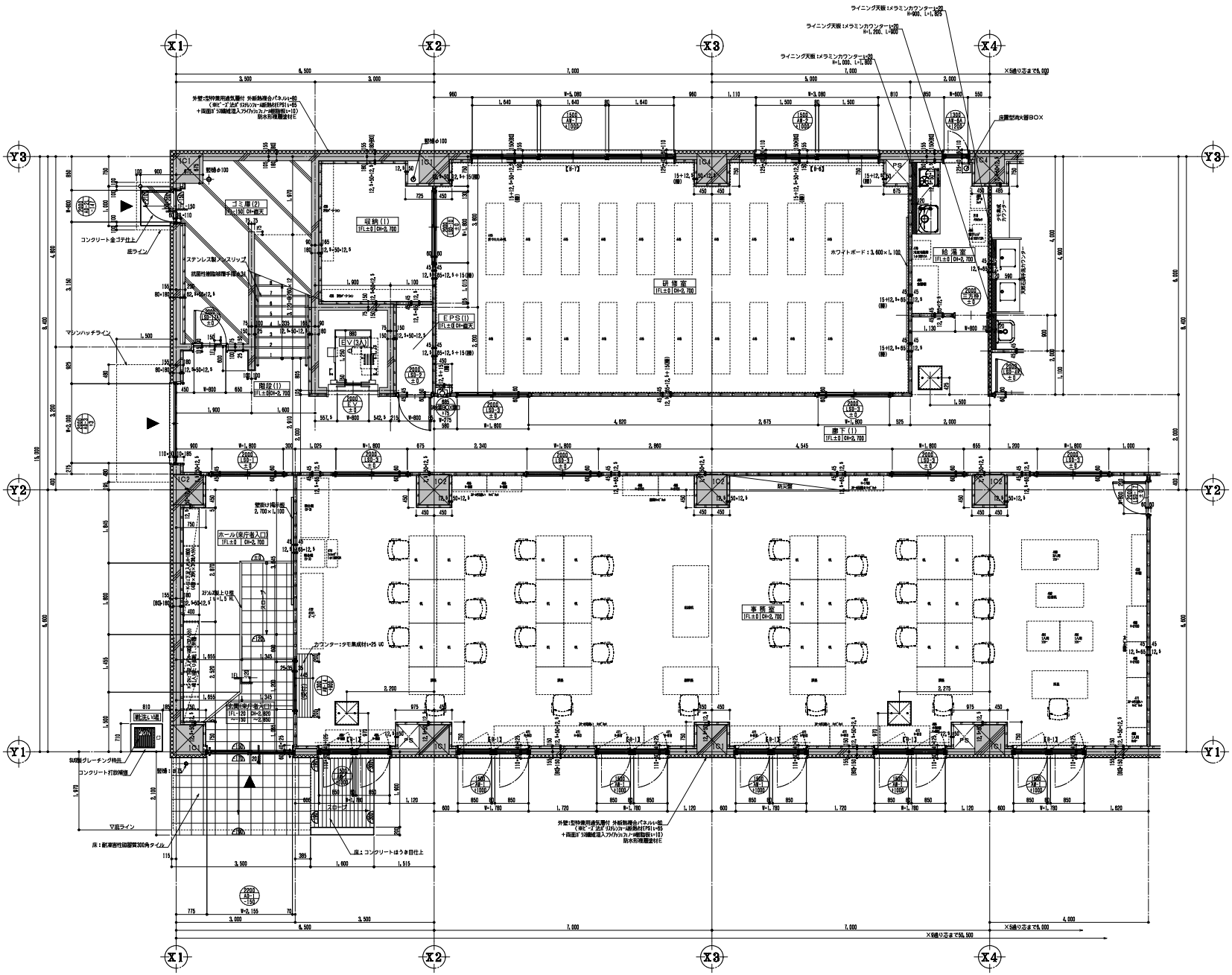

1階 平面図 S=1/50

玄関(来庁者入口)	天井高	CH=2,800~2,850
	床 高	1FL-120~150
床	モルタル下地:耐摩耐性樹脂塗装300角タイル	
巾 木	床同材立上げ H=150	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	SUS上り框 HL	

ホール(来庁者入口)	天井高	CH=2,700
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	下足入れ、壁掛け掲示板	

事務室	天井高	CH=2,700
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地OAフロアH=100+帯電防止ビニル床タイルt=5.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	窓名札	

研修室	天井高	CH=2,700
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	木製巾木 OSCL H=100	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装 間壁:LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5下地の上、 単板化粧目板張t=15 OSCL	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	ホワイトボード、窓名札	

ゴミ庫(2)	天井高	CH=直天
	床 高	1FL-150
床	コンクリート直均しの上、合成樹脂塗材(薄膜型塗床)	
巾 木	床同材立上げ H=150	
壁	コンクリート打放補修 D面:LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 素地仕上	
天 井	コンクリート打放補修	
廻り縁		
備 考	窓名札	

給湯室	天井高	CH=2,700
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装 一部メラミン不燃化粧板 t=3.0	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	窓名札、床置型消火器BOX	

E V	天井高	——
	床 高	——
床	コンクリート下地樹脂系塗布型防水	
巾 木	床同材立上げ	
壁	——	
天 井	——	
廻り縁		
備 考		

収納(1)	天井高	CH=2,700
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	窓名札	

EPS(1)	天井高	CH=直天
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天 井	——	
廻り縁	塩ビ製	
備 考		

廊下(1)	天井高	CH=2,700
	床 高	1FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	埋込み方消火器BOX	

階段(1)	天井高	——
	床 高	——
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 ステンレス製ノンスリップ異金物	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装、GL工法	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	樹脂被膜手摺 φ34	

凡 例 【IFL=G.L+300】

事務室 — 部屋名
IFL±0 CH=2,700 — 床仕上高さからの天井仕上げ高さ
IFLからの床仕上げ高さ
建具開口H寸法
100 建具記号 1100
IFLから建具下端までの高さ
20 — IFLからの床仕上げ高さ寸法
トイレ廻り部断材:グラスウールt=50、24kg充填
アルミ製床下点検口:600×600(鋼付)
スチール製埋込型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
スチール製半埋込型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
スチール製床置型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
中央家具社 家具記号
【B-1】 ブラインド記号

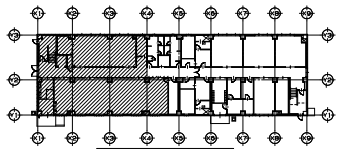

リスト図 S=1:500

変更	年月日	記事	確認	承認

第初版:2026.05.19
第2版:2026.05.25
第3版:2026.05.25-2
第4版:2026.05.28

田中建設・紺野建設
特定建設工事共同企業体

監理者	現場代理人	作成
年月日	年月日	年月日

工事名称	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所(庁舎)改築工事	縮尺	図面番号
図面名称	1階 平面図-1	図示	1

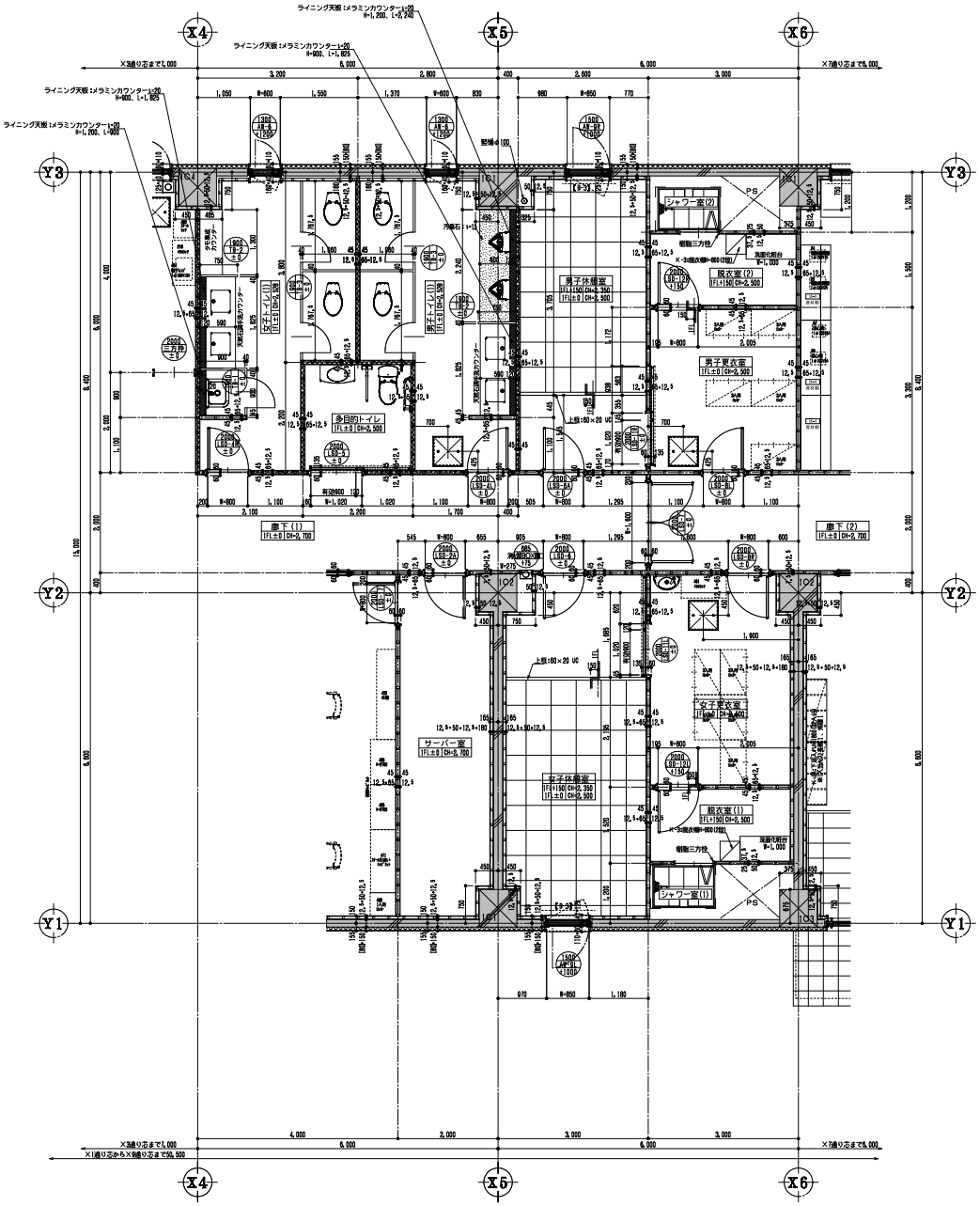

1階 平面図 S=1/50

サーバー室	天井高	CH=2,700
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地OAフロアH=100+帯電防止ビニル床タイル t=5.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	室名札。	

女子休憩室	天井高	CH=2,500, 2,350
	床 高	IFL±0, +150
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 一部 木組下地ラワン合板 t=12の上、タイルカーペット t=6.5	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	室名札。アルミ製通気口 φ50	

女子更衣室	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	室名札。	

脱衣室(1)	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL+150
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D) t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	脱衣棚、洗面化粧台 W=1,000	

シャワー室(1)(2)	天井高	CH=——
	床 高	IFL+150
床	※メーカー仕様による	
巾 木	——	
壁	※メーカー仕様による	
天 井	※メーカー仕様による	
廻り縁	——	
備 考		

多目的トイレ	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0(防滑)	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D) t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	室名札。L型手摺、跳ね上げ手摺	

男子トイレ(1)	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0(防滑)	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S) t=12.5 EP塗装 ライニング下化粧タイカル板 t=6.0	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D) t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	洗面台、室名札。化粧鏡 t=5.0	

女子トイレ(1)	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0(防滑)	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S) t=12.5 EP塗装 ライニング下化粧タイカル板 t=6.0	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D) t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	洗面台、室名札。化粧鏡 t=5.0	

男子休憩室	天井高	CH=2,500, 2,350
	床 高	IFL±0, +150
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 一部 木組下地ラワン合板 t=12の上、タイルカーペット t=6.5	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	室名札。アルミ製通気口 φ50	

男子更衣室	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	室名札。	

脱衣室(2)	天井高	CH=2,500
	床 高	IFL+150
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D) t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	脱衣棚、洗面化粧台 W=1,000	

廊下(1)	天井高	CH=2,700
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考	埋込み型消火器BOX	

廊下(2)	天井高	CH=2,700
	床 高	IFL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾 木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=12.5 EP塗装	
天 井	LGS下地石膏ボード(GB-R) t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR) t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備 考		

凡 例 【IFL=G.L+300】

- 事務室 IFL±0 CH=2,700 — 間仕切 / 床仕上高さからの天井仕上げ高さ
- IFLからの床仕上げ高さ
- 建具開口H寸法
- 建具 1200 1100 — 建具符号
- IFLから建具下端までの高さ
- IFLからの床仕上げ高さ寸法
- トイレ廻り断熱材：グラスウール t=25、2kg/巻相当
- アルミ製床下点検口：800×600(開閉)
- スチール製埋込型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
- スチール製半埋込型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
- スチール製床置型 消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
- 家具 1-1 — 家具記号
- 【B-1】 ブラインド記号

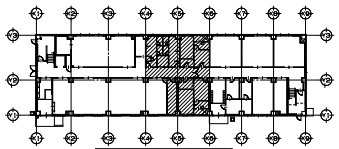

リスト図 S=1:500

変更	年月日	記事	確認	承認

第2版：2026.05.25
第3版：2026.05.25-2
第4版：2026.05.28

田中建設・紺野建設
特定建設工事共同企業体

監理者	現場代理人	作成
年月日	年月日	年月日

工事名称	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所(庁舎)改築工事	縮尺	図面番号
図面名称	1階 平面図-2	図示	2

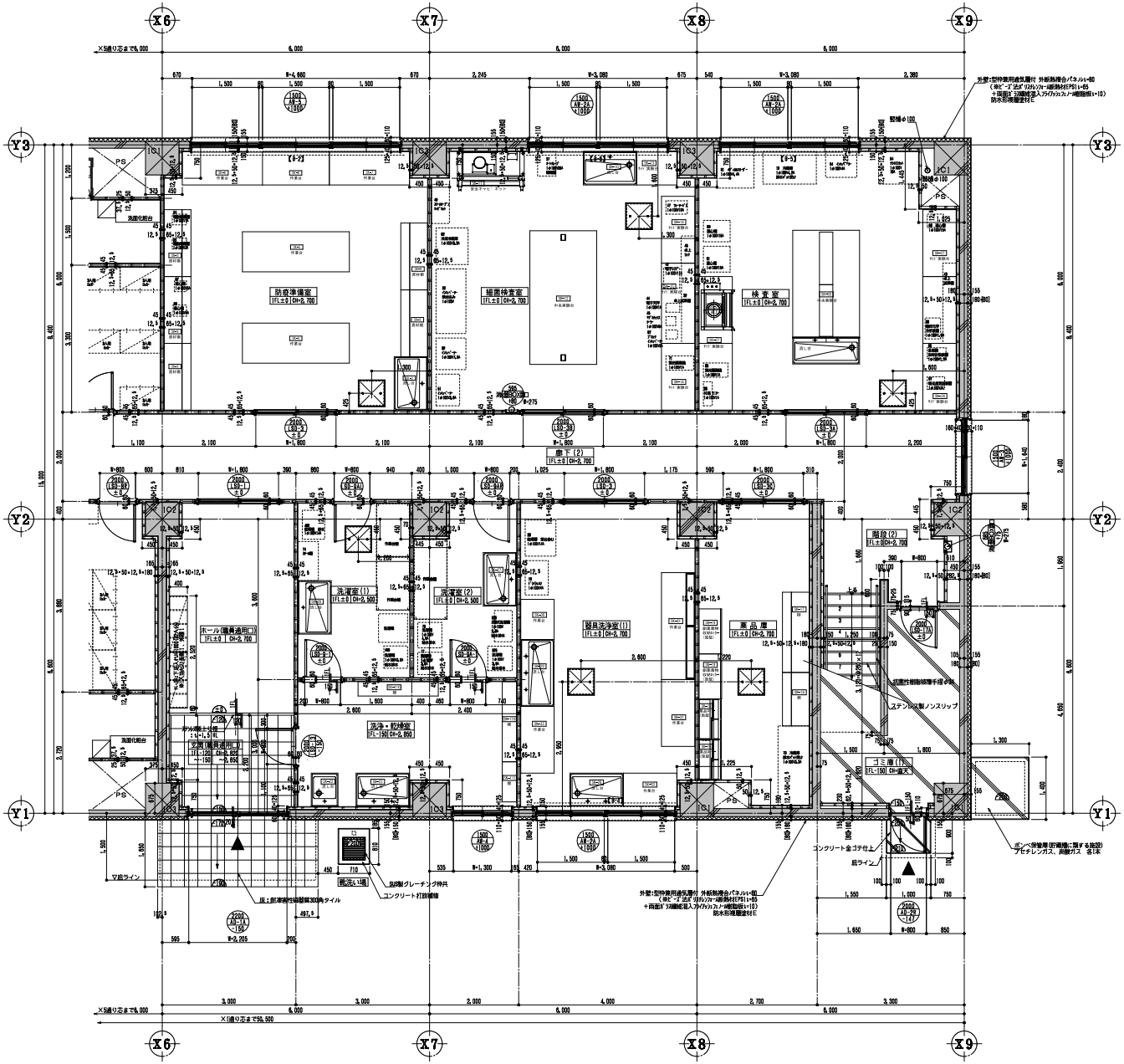

1階 平面図 S=1/50

玄関(職員通用口)	天井高	CH=2,820~2,850
	床高	FL-120~150
床	モルタル下地 耐薬剤性磁器質300角タイル	
巾木	扉回材仕上げ H=150	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備考		

ホール(職員通用口)	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備考	下足入れ	

洗濯室(1)	天井高	CH=2,500
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

洗濯室(2)	天井高	CH=2,500
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

洗浄・乾燥室	天井高	CH=2,850
	床高	FL-150
床	コンクリート直均しの上 合成樹脂塗材(薄膜型塗床)	
巾木	扉回材仕上げ H=150	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

器具洗浄室(1)	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 (樹脂)	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

薬品庫	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 (樹脂)	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地シージング石膏ボード(GB-S)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

防疫準備室	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 (樹脂)	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

組織検査室	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 (樹脂)	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

検査室	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0 (樹脂)	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	室名札	

廊下(2)	天井高	CH=2,700
	床高	FL±0
床	コンクリート下地長尺塩ビ床シート t=2.0	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装	
天井	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=9.5 +ロックウール化粧吸音板(DR)t=9(フラットタイプ)	
廻り縁	塩ビ製	
備考		

階段(2)	天井高	——
	床高	——
床	モルタル下地長尺塩ビ床シート t=2.0 ステンレス製ノンスリップ滑金物	
巾木	ビニル巾木 H=60	
壁	LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 EP塗装、GL工法	
天井	LGS下地化粧石膏ボード(GB-D)t=9.5	
廻り縁	塩ビ製	
備考	埋込み方消火器BOX	

ゴミ庫(1)	天井高	CH=直天
	床高	FL-150
床	コンクリート直均しの上 合成樹脂塗材(薄膜型塗床)	
巾木	扉回材仕上げ H=150	
壁	コンクリート打放補修 C面:LGS下地石膏ボード(GB-R)t=12.5 素地仕上	
天井	コンクリート打放補修	
廻り縁		
備考	室名札	

凡 例 【IFL=G.L+300】

- 事務室 / FL±0 / CH=2,700 — 部屋名 / 床仕上高さからの天井仕上げ高さ
- IFLからの床仕上げ高さ
- 建具開口H寸法
- 建具符号
- IFLから建具下端までの高さ
- IFLからの床仕上げ高さ寸法
- トイレ廻り断熱材:グラスウール t=50、24kg/巻程
- アルミ製床下点検口:600×600(開付)
- スチール製埋込型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
- スチール製半埋込型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
- スチール製床置型消火器ボックス(ABC10型消火器 別途)
- 家具記号
- ブラインド記号

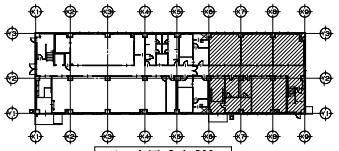

リスト図 S=1:500

変更	年月日	記事	確認	承認

第初版:2026.05.19
第2版:2026.05.25
第3版:2026.05.25-2
第4版:2026.05.28

田中建設・紺野建設
特定建設工事共同企業体

監理者	現場代理人	作成
年月日	年月日	年月日

工事名称	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所(庁舎)改築工事	縮尺	図面番号
図面名称	1階 平面図-3	図示	3

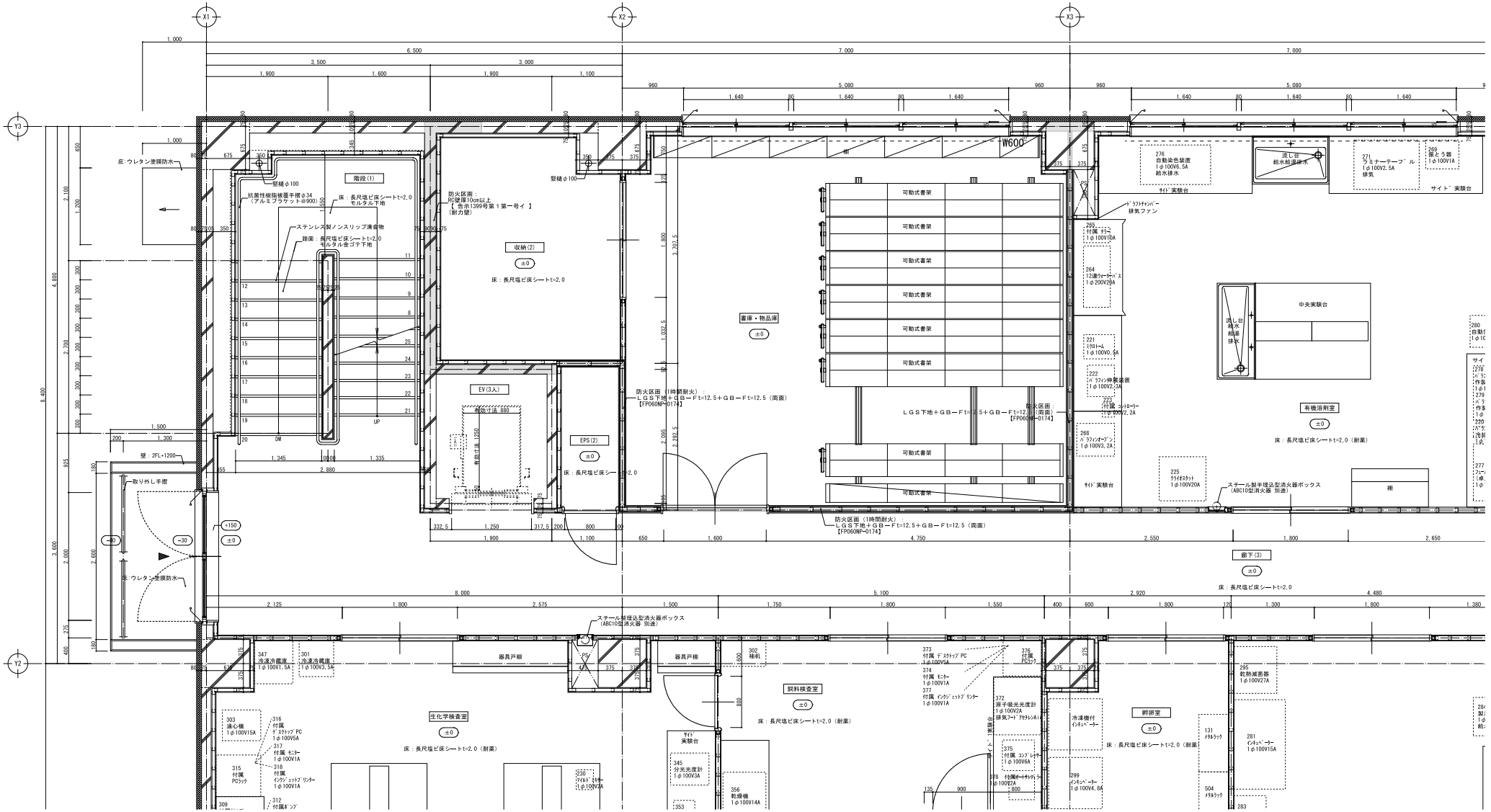

凡例		共通事項
±0	設計GLからの床高を示す（特記なきはGL＋300）	※外壁張り壁下地はLGS50型 @300とする
▼	出入口	※一般間仕切壁下地はLGS65型 @300とする
		※壁仕上二重張り範囲は下地LGS@450とする
		外部建具は四周をｼｰﾘﾝｸﾞとする
		トイレ巡り断熱材：グラスウールt=50 10kg

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101

一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
高谷	川村	杉山	小野寺

No. ２４４０－００

設計年月日 R7.02

工事名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事

図面名称 【庁舎】２階平面詳細図（1）

図面番号 A－031

縮尺 A1：1／30 A3：1／60

設計 1級建築士登録第 304323号 川村真司

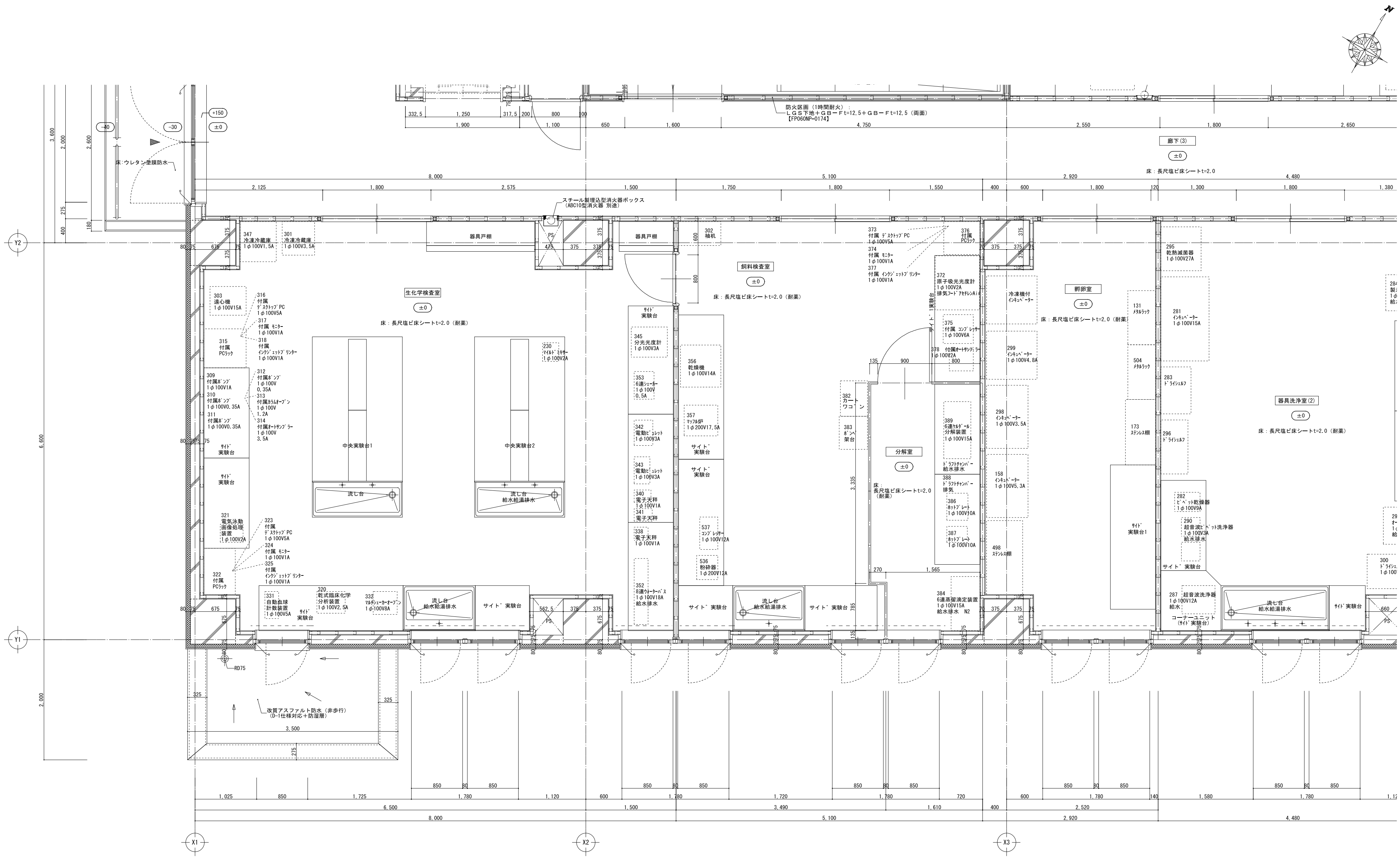

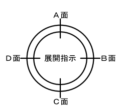

凡　例	
±0	設計GLからの床高を示す (特記なきはGL＋300)
▼	出入口

共　通　事　項
※外壁廻り壁下地はLGS50型 @300とする
※一般間仕切壁下地はLGS65型 @300とする
※壁仕上二重張り範囲は下地LGS@450とする
外部建具は四周をｼｰﾘﾝｸﾞとする
トイレ廻り断熱材：グラスウールｔ=50 10kg

訂正		検印	主任担当	担当	担当	No.	工事名	図面番号	設　計
	〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101 一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計	高谷	川村	杉山	小野寺	２４４０－００ 設計年月日 R７．０２	青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事 図面名称 【庁舎】２階平面詳細図（2）	A−032 縮尺 A１：１／３０ A３：１／６０	１級建築士登録第 ３０４３２３号 川 村 真 司

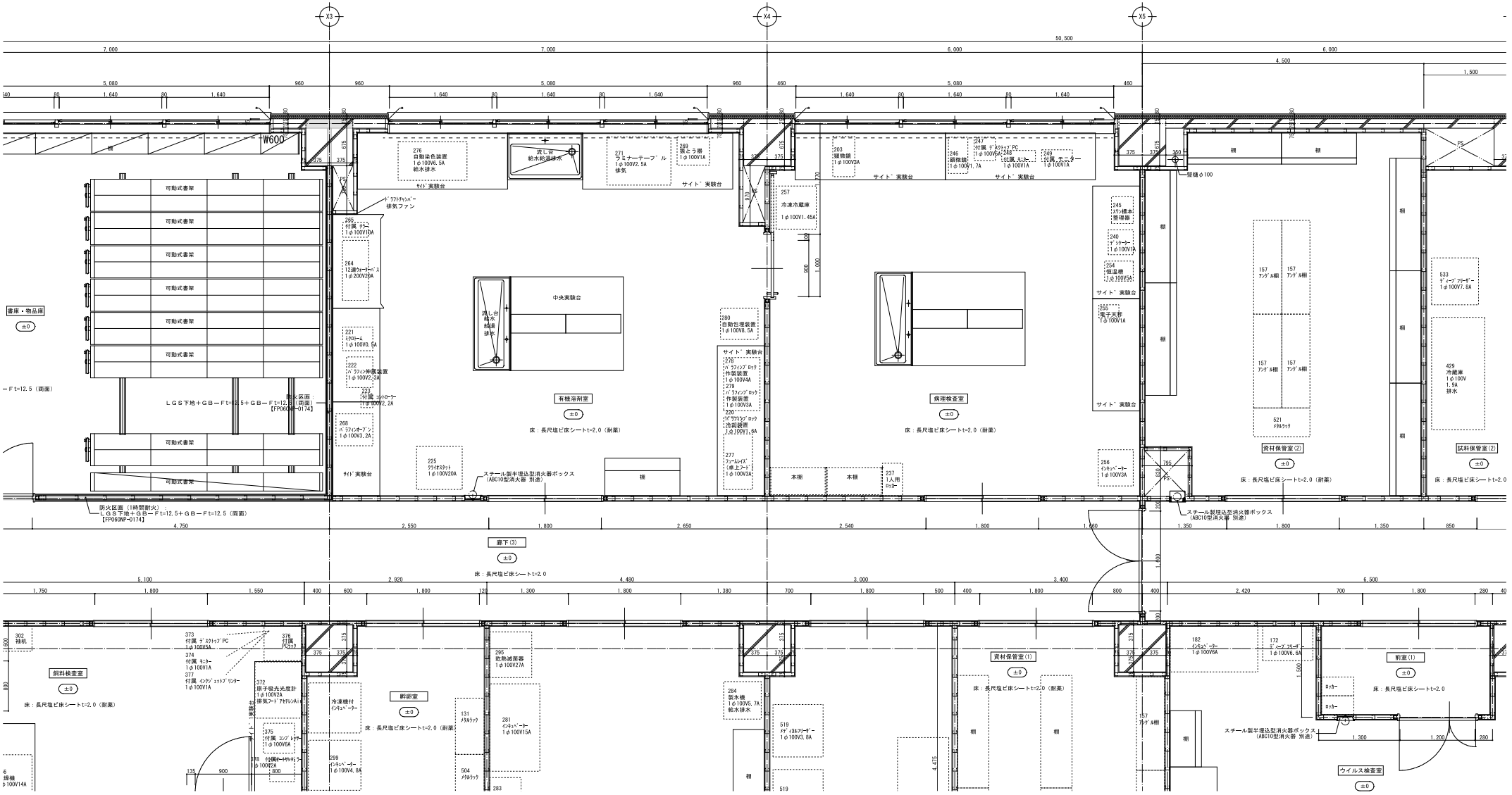

凡 例		共 通 事 項
±0	設計GLからの床高を示す (特記なきはGL＋300)	※外壁躯り壁下地はLGS50型 @300とする
▼	出入口	※一般間仕切壁下地はLGS65型 @300とする
		※壁仕上二重張り範囲は下地LGS@450とする
		外部建具は四周をシーリングとする
		トイレ廻り断熱材：グラスウールt=50 10kg

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101

一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
高谷	川村	杉山	小野寺

No. ２４４０－００

設計年月日 R7．02

工事名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事

図面名称 【庁舎】２階平面詳細図（3）

図面番号 A－033

縮尺 A１：１／３０ A３：１／６０

設 計 １級建築士登録第 ３０４３２３号 川 村 真 司

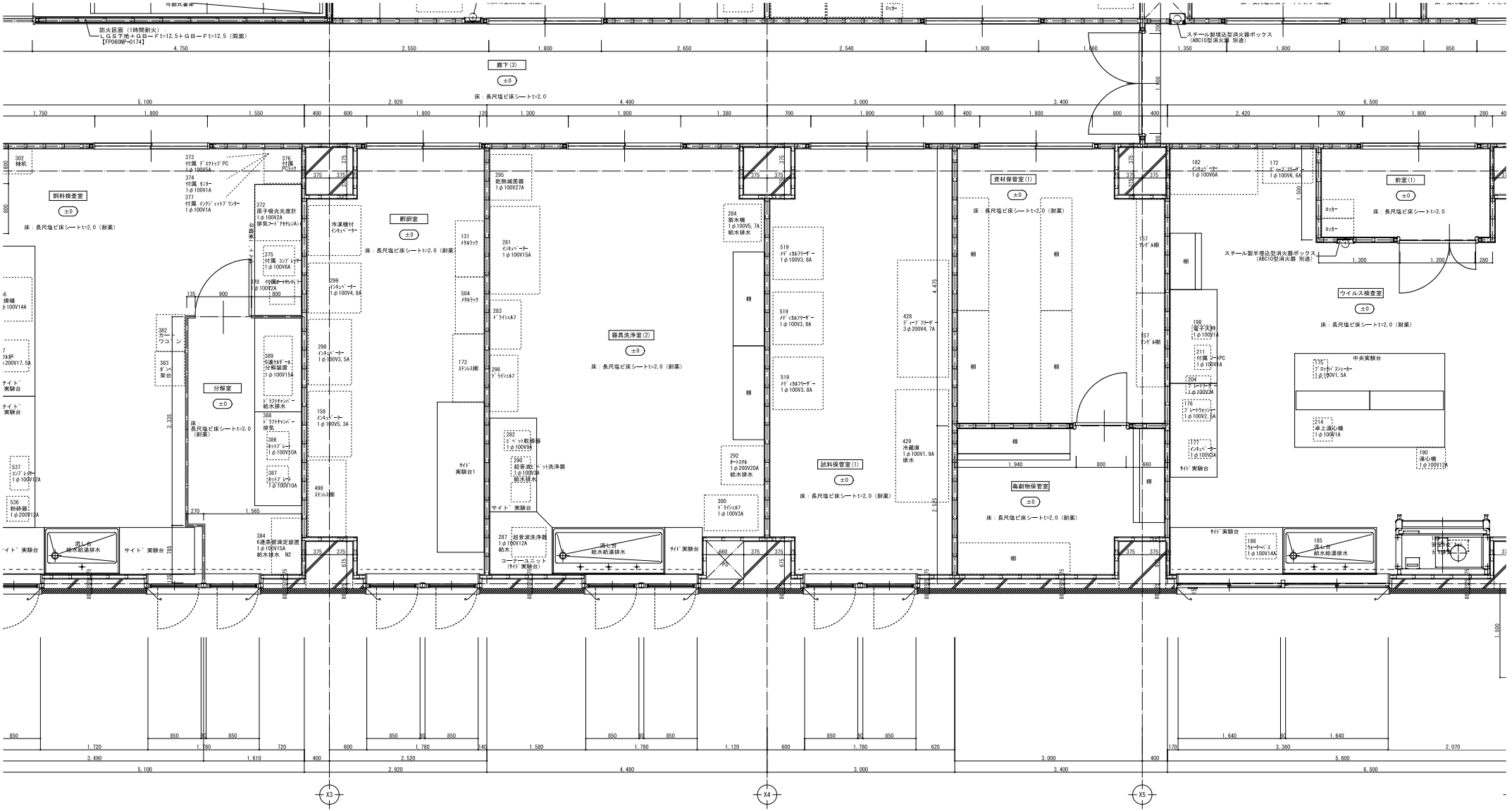

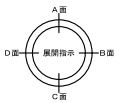

凡例		共通事項
±0	設計GLからの床高を示す（特記なきはGL＋300）	※外壁張り壁下地はLGS50型 @300とする
▼	出入口	※一般間仕切壁下地はLGS65型 @300とする
		※壁仕上二重張り範囲は下地LGS@450とする
		外部建具は四周をシーリングとする
		トイレ廻り断熱材：グラスウールt=50 10kg

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101

一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
高谷	川村	杉山	小野寺

No. ２４４０－００

設計年月日 Ｒ７．０２

工事名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事

図面名称 【庁舎】２階平面詳細図（4）

図面番号 A－034

縮尺 A１：１／３０ A３：１／６０

設計 １級建築士登録第 ３０４３３３ 号 川村 真司

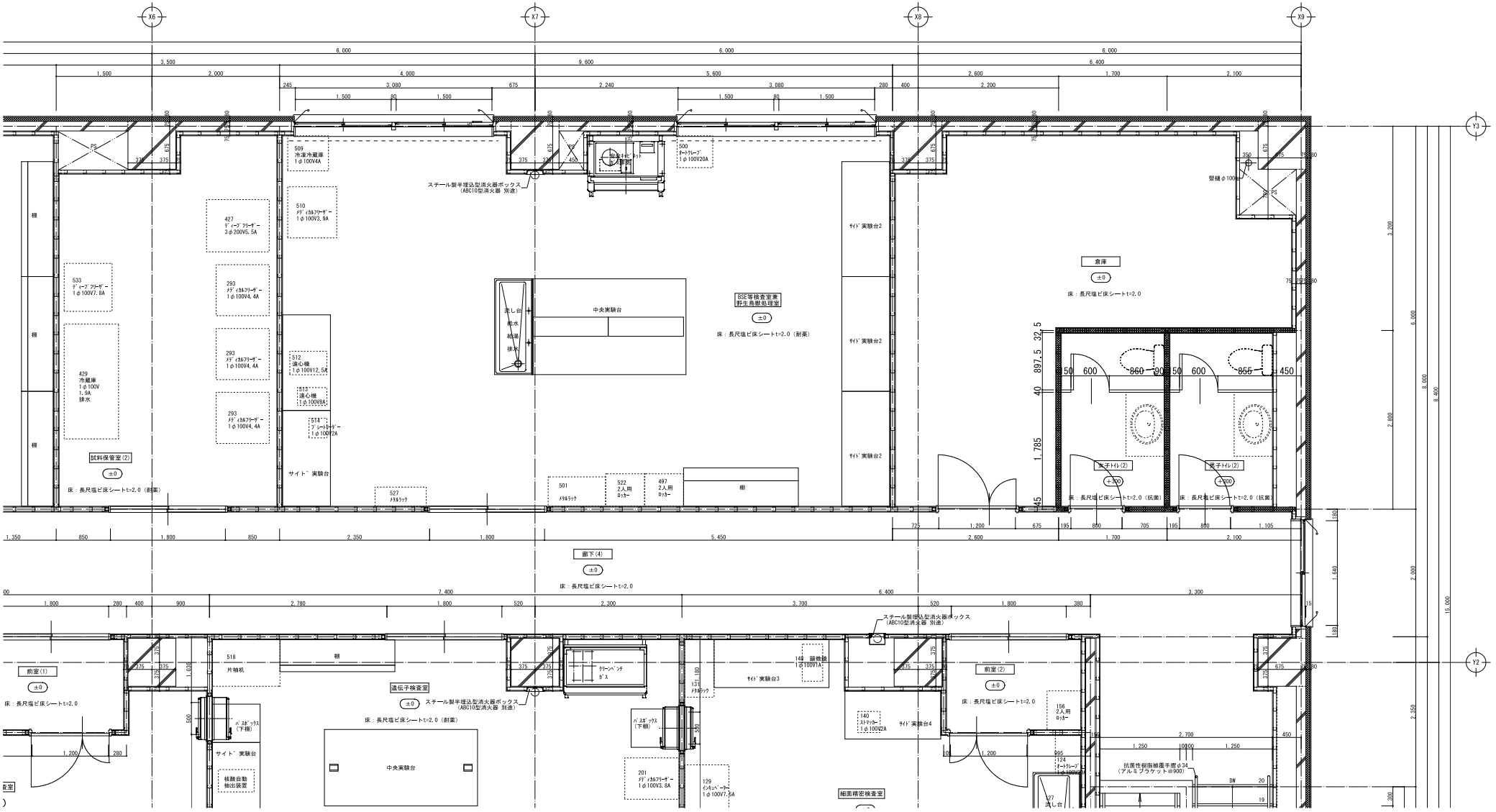

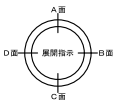

凡例		共通事項
±0	設計GLからの床高を示す（特記なきはGL＋300）	※外壁張り壁下地はLGS50型 @300とする
▼	出入口	※一般間仕切壁下地はLGS65型 @300とする
		※壁仕上二重張り範囲は下地LGS@450とする
		外部建具は四周をシーリングとする
		トイレ廻り断熱材：グラスウールt=50 10kg

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101
一級 青森県知事登録 第３９７号
株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
高谷	川村	杉山	小野寺

No. ２４４０－００
設計年月日 Ｒ７．０２

工事名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事
図面名称 【庁舎】２階平面詳細図（５）

図面番号 A－035
縮尺 Ａ１：１／３０ Ａ３：１／６０

設計
１級建築士登録第 ３０４３２３ 号
川村 真司

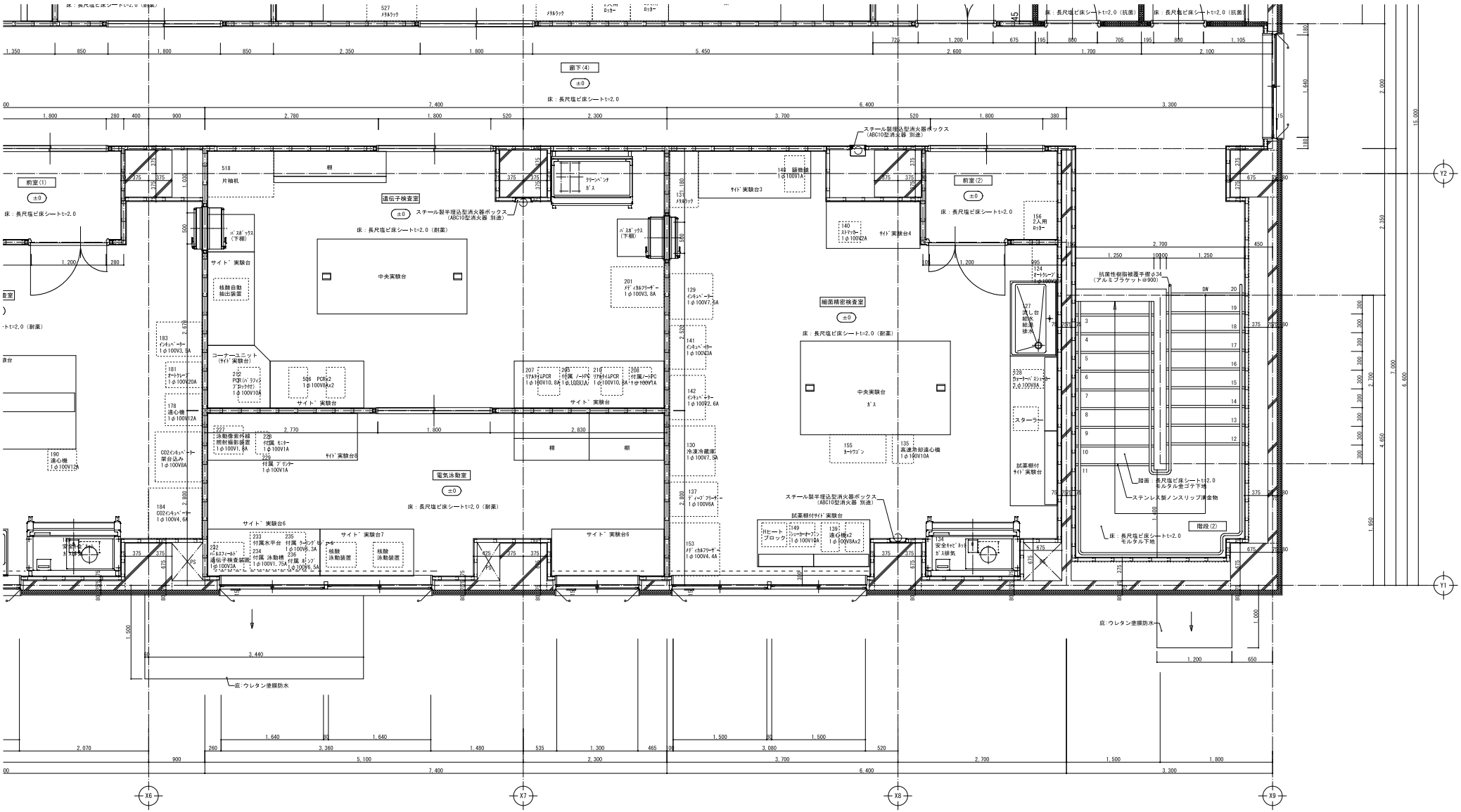

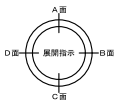

凡例		共通事項
±0	設計GLからの床高を示す (特記なきはGL+300)	※外壁張り壁下地はLGS50型 @300とする
▼	出入口	※一般間仕切壁下地はLGS65型 @300とする
		※壁仕上二重張り範囲は下地LGS@450とする
		外部建具は四周をシーリングとする
		トイレ廻り断熱材：グラスウール t=50 10kg

訂正

〒034-0094 青森県十和田市西二十二番町２－４１ TEL 0176(25)2100（代） FAX 0176(25)2101
一級 青森県知事登録 第３９７号 株式会社 石川設計

検印	主任担当	担当	担当
高谷	川村	杉山	小野寺

No. ２４４０－００
設計年月日 Ｒ７．０２

工事名 青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（庁舎）改築工事
図面名称 【庁舎】２階平面詳細図（６）

図面番号 A－036
縮尺 A１：１／３０ A３：１／６０

設計 １級建築士登録第 ３０４３２３号 川村真司

（別紙）入札書参考書式

令和　　年　　月　　日

青森県上北地域連携
事務所長　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞
（委任代理人　　㊞）

入　　札　　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額 （税抜）									

品　　名　　引違保管庫ほか

数　　量　　仕様書のとおり

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

青森県上北地域連携事務所長　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連　　絡　　先
メールアドレス

入札説明書等に関する質問書

公　　告　　日	令和８年１０月１５日
品　　名	引違保管庫ほか
質　　問　　事　　項	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

令和　　年　　月　　日

青森県上北地域連携事務所長　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

（担当者氏名　　）

同　等　品　申　請　書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

参考品番号	名　　称	参　考　品 メーカー・品番・規格等	同　等　品 メーカー・品番・規格等

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。
　２　同等品の申請をする場合に提出する。
　３　同等品として申請する物品のカタログ等を添付する。

第３－１号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

青森県上北地域連携事務所長　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連　　絡　　先
メールアドレス

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和８年１０月１５日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　品　　名　　引違保管庫ほか

２　業者番号及び等級格付

（業者番号：　　、等級格付：　　）

３　登録営業品目

４　申請日現在の指名停止措置の有無

有　・　無

５　誓約事項

次の各号について、誓約します。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

(2)　青森県財務規則第１２８条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3)　県内に本店を有していること。

(4)　会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

２　青森県上北地域連携事務所長が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

第３－２号様式（第７条関係）

納 入 実 績 証 明 書

令和　　年　　月　　日

青森県上北地域連携事務所長　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名

令和８年１０月１５日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　品　名　　引違保管庫ほか

２　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

３　添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

第５号様式（第７条関係）

上 連 携 第　　号
令和　年　　月　　日

殿

青森県上北地域連携事務所長　　印

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和　年　　月　　日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

１　品　名
　引違保管庫ほか

２　入札参加資格の有無
　有

　無（理由　　）

※　入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して 2 日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

（参考様式）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

青森県上北地域連携事務所長　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　引違保管庫ほか

入札（見積り）期日　　令和８年１１月４日

入札（見積り）場所　　青森県十和田市西十二番町２０－１２
十和田合同庁舎　２階入札室

物　品　売　買　契　約　書

受注者

青森県青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第２条（　）及び第１１条（　）を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（１）　物品の名称等
ア　名　　称　引違保管庫ほか
イ　数　　量　別紙仕様書のとおり
ウ　規 格 等　別紙仕様書のとおり
（２）　金　　額　　￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）
なお、各売買物品の名称、数量、規格等及び金額の内訳は別紙内訳書のとおりとする。
（契約保証金）
第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条（B）　契約保証金は、免除する。
（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（１）　納入期限　　令和９年２月２６日
（２）　納入場所　　青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所（新庁舎）
青森県十和田市西十二番町１９－２３
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。
（売買物品の検査等）

第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第７条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第８条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金（既納部分に係るものを除く。）の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

（契約不適合責任）

第９条　受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

２　前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時

から１年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

（契約の解除）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

（２）　第７条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。

（３）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

（４）　第３条第１項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（５）　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第４号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（契約保証金の帰属）

第１１条（Ａ）　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１１条（Ｂ）　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　第８条第２項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

（損害賠償）

第１２条　発注者は、第１０条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第１３条　受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第１４条　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

２　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１５条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

受注者

発注者　　青森県十和田市西十二番町２０－１２
青森県上北地域連携事務所長
山　口　　竜　太

（別紙）

内　訳　書

No.	品名	規格等	品番	数量	単価	金額
1	引違保管庫			13		
2	オフィスチェアー			30		
3	片袖机			24		
4	更衣ロッカー（1人用）			1		
5	更衣ロッカー（3人用）			12		
6	書架			18		
7	食器棚（ハイタイプ）			1		

（別紙）　　内　訳　書

No.	品名	規格等	品番	数量	単価	金額
8	食器棚（ロータイプ）			1		
9	掃除用具庫			1		
10	中央ミーティングテーブル			1		
11	パーティションホワイトボード（3連）			1		
12	パーティションホワイトボード（5連）			1		
13	パンフレットスタンド			1		
14	引違保管庫			1		

（別紙）　　内　訳　書

No.	品名	規格等	品番	数量	単価	金額
15	両袖机			6		
16	マジック扉書庫			7		
小計						
消費税及び地方消費税額						
合計						

別記

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年３月　青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第６号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

(7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8) 第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。